

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合 下水道事業運営審議会
開 催 日 時	平成28年6月7日(火) 14時00分～16時20分
開 催 場 所	坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 3階議員控室
議 長 ( 会 長 ) の 氏 名	吉田 勝己
出 席 委 員 ( 者 ) 氏 名	勝浦 信幸 ・ 川崎 孝 ・ 菊地 正春 新井 鉄夫 ・ 高橋 義昭 ・ 森田 厚美 湯本 昇 ・ 吉田 勝己
事 務 局 職 員 の 職 ・ 氏 名	事務局長 加藤 裕之 次長兼副参与 宇津木優明 副参与兼課長 高山 淳 課 長 中田 真一 課 長 菊地 征一 課 長 飯田 清貴 副 課 長 岡本 義徳 副 課 長 岸 俊之 課長補佐 戸口 義也 主 査 牛久保武志
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	1 開会 戸口課長補佐 2 挨拶 吉田会長 3 審議事項 (1) 下水道使用料に関すること (2) その他 4 閉会 戸口課長補佐
配 付 資 料	事前配付 ・ 下水道事業運営審議会資料(第2回) 当日配付 ・ 次第 ・ 資料(当組合よりも高い料金設定の団体 資料1-1) (当組合よりも低い料金設定の団体 資料1-2) (官公署・学校使用料から一般使用料へと変更 した場合の比較について 資料2)

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>&lt;開会・挨拶&gt;</p> <p>委員の皆様、本日は大変お忙しい中、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>はじめに御報告させていただきます。</p> <p>本日の出席者は8名全員でございます。</p> <p>従いまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議の議事が成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから、平成28年度第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会を開会いたします。</p> <p>吉田会長より御挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p>
事 務 局	<p>それでは、次第に基づきまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、吉田会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>審議事項の前に、本審議会の会議及び会議録につきましては、審議会運営規則第6条にて公開が原則となっております。</p> <p>最初に傍聴人の関係でございますが、本日の会議における傍聴希望者はおりませんので御報告いたします。</p> <p>なお、会議録への署名につきましては、同規則第5条に、会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならないと規定されておりますので、私から指名させていただきたいと思ひます。</p> <p>会議録署名委員に新井委員さんと高橋委員さんをお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。</p> <p>(新井委員、高橋委員了承の意)</p> <p>&lt;審議事項(1)&gt;</p>
議 長	<p>それでは、審議事項に移らせていただきます。</p> <p>審議事項(1)の「下水道使用料に関する事」について議題といたします。はじめに、前回委員さんより資料の提出依頼がありました件について、事務局より内容説明を求めます。</p>

事務局	(事務局より資料に基づいて説明) 【質問内容】 ・使用料が高いところと、低いところの料金体系が本組合と類似しているのか(資料1-1、資料1-2) ・官公署学校用の廃止についてのもう少し具体的な資料について(資料2)
議長	それでは、ただいまの説明に対し、御意見、御質問を伺いたいと思います。委員の皆さん何かございますか。
委員	官公署学校用料金の学校というのは公立ですか、私立ですか。それともう1点、公衆浴場料金体系の公衆浴場の定義というのは、いわゆる日帰り温泉施設も入るといえることですか。
議長	事務局、答弁。
事務局	お答えいたします。1点目の学校施設 資料2における学校施設におきましては、公立と私立全て含んだ学校施設の使用料を計上したものです。2点目の公衆浴場の当組合における定義につきましては、下水道条例にて規定しておりますが、備考の欄で「公衆浴場とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第2条に規定する公衆浴場において公共下水道を使用する場合」をいっておりますので、只今ご質問のありました、いわゆるスーパー銭湯についてはこの公衆浴場には含まれておりません。
議長	他にございませんか。
委員	営利を目的とする一般企業体(会社等)はどの種別に入るのですか。一般に入るのですか。
事務局	一般の使用料に入ります。
議長	他に、御意見、御質問はございませんか。 ないようですので、続きまして、今回、第2回下水道事業運営審議会の資料説明について、事務局より内容説明を求めます。
事務局	(事務局より下水道事業運営審議会資料(第2回)に基づいて説明)
議長	それでは、ただいまの説明に対し、御意見、御質問を伺いたいと思います。 委員の皆さん何かございますか。
委員	資料8ページの「固定費」と「変動費」並びに9ページの基本使用水量の廃止との関係についてお尋ねいたします。「固定費80%」と「変動費20%」の部分で、変動は基本使用料との関係で更なる見直しというものができないのか。10㎡までが1㎡当たり5円とすることで、料金収入を含めて安定的な確保ができるのかどうか、そこをもう少し詳しくお聞きしたい。なお、5ページの平成31年度から

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>平成32年度の処理対象経費が2,275百万円から2,251百万円と下がってくるという要因も併せてお聞きしたい。特に、9ページでは基本使用水量を廃止するということであるが、基本使用水量5㎡とかとする考えも必要なのではないか。先般、会議の中で1人あたりの有収水量の平均が月に9㎡となっているという説明があった中で、今後、公営企業会計に移行していくことになっていくことから、日高市さんが回収率109.4%となっていますが、回収率がどのように動くかシミュレーションしているのかお聞きしたい。また、資料では318円で80円となりますと3.9となり、累進度としてはさほど変わらないと理解していますが、説明をお願いしたい。</p> <p>事務局、答弁。</p> <p>それでは、はじめに固定費と変動費の関係についてお答えいたします。固定費と変動費の性質につきましては、資料8ページにてお示ししたとおり、固定費については基本使用料にて回収するもので、今回の改定につきましても、方針にお示ししたとおり、現行の割振りを基本にしていきたいと考えております。一方、9ページにてお示ししたように、月に10㎡以下の少量排水者においては、節水努力が反映されないことから、基本使用水量を廃止いたしまして、1㎡から従量料金とすることにより、少量排水者の節水努力が報われる料金体系としていきたいと考えております。</p> <p>次に、節水意識と基本使用水量の廃止につきましては、東日本大震災において電力不足になったことをきっかけに、省エネが叫ばれるようになり、節水機器の普及も相まって節水意識が高まってまいりました。実際に平成26年度の有収水量は前年度から減少していることを鑑みますと、今後も継続して節水が続いていくものと考えられます。しかし、月に10㎡以下の少量排水者においては、節水努力が反映されないため、基本使用水量を廃止いたしまして、1㎡から従量料金とすることで、節水努力が反映されるような料金体系としていく考えでおります。また、基本使用水量5㎡とのご質問でございますが、1㎡から5㎡の更に少ない少量排水者の方々においても同様であるという考えでございますので、1㎡から10㎡までの基本使用水量の廃止という案を作成させていただいたものです。</p> <p>3点目、累進度の関係でございます。累進度につきましては、累進使用料体系における水量区分ごとの使用料単価の最小のものに対する倍率のこととございまして、例えば、当組合現行の使用料体系で申し上げますと、最小の水量区分1㎡あたりの単価は80円となります。また、最大の単価は500㎡を超える分300円となりますので、<math>300 \div 80</math>で3.75となりますので、累進度は3.75となります。また、累進性とは使用水量が多いほど下水道施設に係る整備費用や設備費用も高額となるため、起因者負担の原則から使用水量に応じて単価を高くするという制度であり、水需要の抑制を図るといった環境的観点からも広く導入されているものです。反面、大口排水者が減少した場合には影響が大きく、大口排水者への依存度が高くなってしまったといったデメリットもあります。このため、累進性につきましては、累進度をできるだけ低く設定することが望ましいとされておりますので、現</p>
-------------------------	---

<p>委員</p>	<p>行使用料体系を鑑み、わずかではございますが、累進度を緩和していく方向で考えております。</p>
<p>事務局</p>	<p>改定後の累進度で見ますと、<math>318 \div 85</math>ということでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>そのとおりでございます。累進度が<math>3.74</math>となる見込みでございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうしますと、固定費と変動費の割り振りについては、資料8ページのように固定費<math>80\%</math>、変動費<math>20\%</math>で、基本使用料は<math>36\%</math>、従量使用料は<math>64\%</math>ということで、今後の料金改定についても同じような割り振りでいくということで理解してよろしいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほども、ご説明いたしました、固定費については全て基本使用料で賄うのが理想でございますが、それをすべて基本使用料で賄おうとすると、かなり高額の基本使用料の設定をしなければなりませんので、今回の4年間の改定につきましては、平成26年度決算同様に、基本使用料<math>36\%</math>、従量使用料<math>64\%</math>この前後の割合を維持して改定をさせていただきたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>そうすると、公営企業会計に移行を目指しているわけですから、そのあたりのシミュレーションも考えていただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>他に、御意見、御質問はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>相対的な資料を参照させていただいて、相対的な意見を述べます。</p> <p>料金体系については、従来どおりの基本料金プラス累進性。しかし、組合が提示した改定案の段階的な累進性よりは、従来どおりの幅をもたせた累進性の方がおかしいのではないかと。</p> <p>それと、組合が提示した少量排水者については、改定料金は別として<math>0 \sim 10 \text{ m}^3</math>の4区分、これは前回の会議で少量排水者のウエイトが多いということから考えると、この区分は望ましいのではないかと思います。</p> <p>官公署学校用料金体系については、改定料金は別として、一般に準ずるといえるのは、個人的にはよろしいかと思っております。</p> <p>公衆浴場については、川越市や東松山市の料金体系を見ると基本料金プラス<math>1 \text{ m}^3</math>くらいとなっておりますので、このあたりも改定案として、他の川越市や東松山市のものを参考にしたら<math>1,500 \text{ 円} \sim 1,800 \text{ 円}</math>の基本料金プラス<math>1 \text{ m}^3 60 \text{ 円}</math>、こういう形態で良いのではないかと思います。</p> <p>それと、改定料金のことですが、<math>15.71\%</math>アップは市民の賛成を得ることは非常に厳しいのではないのでしょうか。使用料単価<math>129.6 \text{ 円}</math>が<math>150.0 \text{ 円}</math>になるわけですから、このあたりの改定時期と改定料金については相当慎重な審議の必要性があると思っております。5月31日読売新聞の記事で、各事業体系の料金改</p>

		<p>定の状況を見ると、水道料金の平均改定率が6.8%、これが良いか悪いかは別として、一度に上げた方が良いのか、あるいは、4年間の間に分割で上げた方が良いのか、あるいは据え置くのか、審議する必要があると思います。</p> <p>それと、先ほど委員さんがおっしゃられました、減価償却の問題。減価償却については通常のコスト体系では年々定率で減っていき、税金に還元していくものとなっておりますが、北坂戸水処理センターが具体的に石井水処理センターに統合される時期はいつなのか。これによって、維持管理費が大幅に削減されることで、どのように使用料分析に反映させていくのか。このあたりが一番大きな問題になっていくのではないかと思います。組合では事業計画の中に含まれていると思いますので、これを含んだ計算も将来の企業会計に移行した場合の損益の内容を把握するのが一番良いのではないかと思います。このあたりはどのように考えているのか。この点を詳しく聞かせていただきたい。</p> <p>それから、固定費は、維持管理費と減価償却費に限定しているようですが、これだけの範囲のものなのか。通常我々が考える固定費というものはまだ色々入ってきますから、貴組合が考える固定費の範囲とはどういうものなのかをお聞きしたい。これによって、今後の進展は変わってくるものと考えます。</p> <p>以上、答弁をよろしくお願いいたします。</p>
議	長	事務局、答弁。
事	務	事務局
議	長	少しお時間をいただきたい。
議	長	暫時休憩。(5分間)
議	長	再開します。事務局、答弁。
事	務	事務局
		<p>最初に、固定費についての答弁をいたします。固定費、変動費につきましては、日本下水道協会から発行しております基準がございまして、それに基づきまして分類しております。大分類で説明いたしますと、まず管渠費につきましては給料と手当につきましては100%固定費でございます。管渠費の内の需用費及び役務費につきましては、固定費、変動費、50%ずつの分類でございます。委託料につきましては100%固定費でございます。同様に公課費等につきましても、100%固定費で計上させていただいております。続きまして、処理場費につきましては、給料が100%固定費でございます。それから、委託料の内、汚水量の増減によって変動いたします、汚泥の処分費等につきましては変動費で見えておりますが、それ以外の委託料につきましては、固定費で計上しております。それから、光熱水費につきましては、基本料金の部分につきましては固定費でございます。それ以外の部分については変動費で計上しております。また、設備の補修費等につきましては、固定費、変動費50%で計上しております。また、その他に業務費といたしましては、下水道使用料徴収の委託費、これは検針の負担金等でございますが、そちらについては100%固定費でございます。これらの内容で積み上げたものが先ほどの資料で見えていただいた固定費と変動費の分類でございま</p>

<p>委員</p>	<p>す。</p>
<p>事務局</p>	<p>わかりました。下水道協会の振分け基準によって分類しているということですね。</p> <p>続きまして、減価償却の関係ですが、確かに公営企業会計へ移行しますと、減価償却というのは費用として発生はしてきますが、今の段階でも使用料対象経費に資本費として元利償還金を充てています。これは全国統一のやり方ですが、減価償却費の代わりに、資本費の元利償還金をその相当分として充てるということになっておりますので、今回この90億円の中には元利償還分を減価償却費分とみなして充てております。年々返済すれば減価償却と同様に下がっていきますので、90億の中には今の段階では資本費としてそれを充てています。</p>
<p>委員</p>	<p>利子ではなく元金なのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>利子と元金あわせて資本費としており、その分を90億の中に含んでいます。これから公営企業会計になりますと、今後は原価償却という形での費用を計上していかなければならないと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、水処理センターの統合の関係であります。当組合につきましても、北坂戸水処理センターが昭和48年供用開始して約40年間以上が経過しておりまして、また、石井水処理センターにつきましても平成6年供用開始をして約20年間以上経過しております。現在、石井水処理センターにつきましても、第3系の増設工事を行っておりまして、平成31年の完成目標で工事を進めているわけですが、その後の第4系の増設工事の実施をしないと、北坂戸水処理センターとの統合ができないということでございます。現段階で、統合の時期につきましても第4系工事の完成後ということになりますので、時期については未定であります。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。</p> <p>他に、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>事前に事務局へ質問事項をまとめたものを送付しておりますので、その書類にそった質問をさせていただきます。</p> <p>1 使用料の改定方針について</p> <p>【質問1】今回使用料の改定方針が、方針1から方針6まで記載されております。これは、すでに下水道組合管理者の方針は決まっているが、一応審議会の意見を聞いておこうかという事なのですか。私は、諮問者が方針を出すために、事前に審議会の意見を聞いて、その結果等も踏まえて管理者が方針を決めるものであると理解していましたが、組合の方針は既に決まっているということによろしいのでしょうか。</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>【質問2】方針3について、前回審議会では、平成32年度の目標充当率85%、使用料単価144.9円/m<sup>3</sup>で質疑をしましたが、これが新たな目標充当率86.3%、使用料単価150円/m<sup>3</sup>になるということですが、何故変わったのですか。</p> <p>2 官公署学校用料金体系について</p> <p>【質問1】昭和47年の下水道条例制定時より本体系を採用していると資料1ページにあります。どういう理由から本体系を採用したのですか。</p> <p>【質問2】過去4回の使用料改定時に廃止に向けての議論を重ねたとありますが、どうして廃止までに至らなかったのですか。その経過と理由は何ですか。</p> <p>【質問3】現制度の法的根拠は何ですか。また、どうして当組合他3市町になったのですか。</p> <p>【質問4】現在本体系で行われている範囲はどこまでですか。例として、託児所、保育所、学童保育、幼稚園、小中学校、高校、大学等及び公立・私立等。</p> <p>【質問5】今回当該制度を廃止する理由はなんですか。</p> <p>【質問6】「官公署学校用」の料金体系を廃止することにより、使用料の増収額が年間3,400万円を見込むとありますが、今までこの金額を誰が支払っているのですか。(構成市の税による負担、一般使用者が分担)</p> <p>では、とりあえずここまで。事務局、答弁。</p> <p>それでは、委員さんの質問にお答えいたします。質問の1の使用料の改定方針につきましてお答えいたします。先ほど御説明いたしました、方針1から方針6につきましては、審議していただくための資料として事務局で作成させていただいたものでございます。審議会の趣旨につきましては、委員さんがおっしゃるとおり組合も同様の見解であります。</p> <p>続きまして、使用料改定の単価の件であります。前回のご説明で、当組合としては、対象経費の目標充当率100%を最終目標とすると御説明させていただきましたが、急な値上げではなく、段階を踏む一つの案として、まずは150円/m<sup>3</sup>までは達成したいとして、これに近い数値である、平成32年度での目標充当率85%、使用料単価144.9円/m<sup>3</sup>をご提示させていただきました。前回の審議を踏まえまして、今回の資料では、改めて、適正な使用料単価150円/m<sup>3</sup>を明記するとともに、算定期間4年間の使用料単価150円/m<sup>3</sup>とした場合の改定案をご提示させていただいたものです。</p> <p>続きまして、質問の2の官公署学校用料金体系についてです。初めに、どういう理由で本体系を採用したのかという質問でありますが、理由はお調べいたしました。どういう理由かはわかりませんでした。ただし、昭和56年12月議会におきまして、当時の管理者が「議員より学校等においては公共性があるため、考慮したほうが良い。というような御意向が強かった。」と答弁しておりますので、そのあたりも一つの理由ではないかと推測をしているところであります。</p> <p>続きまして、質問の2番目、過去4回の改定時においてどうして廃止までにいたらなかったのかということですが、過去4回の</p>
----------------------	--

使用料改定におきましては、一般料金に近づけるための単価の増額を行ってまいりました。その結果、現行の料金体系では、2ヶ月当たり19 m<sup>3</sup>から23 m<sup>3</sup>使用した場合には、官公署学校用が一般用を上回っております。次に増額の改定を行った場合、改定率によっては、全体的に一般用を上回ることも考えられますので、今回の改定におきましては、他市等の状況も踏まえ、一般使用者との負担の公平を期する観点から廃止をさせていただきたい、という案を御提示させていただいたところです。

また、3点目のこの制度の法的根拠は何ですか、ということですが、こちらについてもお調べいたしました。法的根拠はございません。また、何故組合他3市町になったかという経緯についても、お調べいたしました。把握できない状況でございます。

続きまして、4点目の官公署学校用料金体系の範囲ということですが、官公署として坂戸市及び鶴ヶ島市の公共施設のほか、警察署、法務局、保健所、浄水所等があります。また、学校施設としましては、坂戸市及び鶴ヶ島市の市立の幼稚園、小学校、中学校、そして県立及び国立の高校、私立の幼稚園及び高校、大学があります。

5点目の当該制度を廃止する理由はということですが、先ほどの答弁と重なりますが、過去4回の使用料改定におきましては、一般料金に近づけるための単価の増額を行ってまいりました。その結果、現行の料金体系では、2ヶ月当たり19 m<sup>3</sup>から23 m<sup>3</sup>使用した場合には、官公署学校用が一般用を上回っております。次に増額の改定を行った場合、改定率によっては、全体的に一般用を上回ることも考えられるため、今回の改定で廃止をさせていただきたいという案を御提示させていただきました。

最後6点目の、官公署学校用を廃止した場合の増額分3,400万円を今までは誰が支払っていたのかという質問でございますが、こちらの質問には、明確には誰がとは限定できないところではございますが、全体といたしましては、使用料収入で不足した使用料対象経費については、構成市からの負担金にて補填をしているのが現状でございます。

以上でございます。

委員

まず、方針は事務局で作ったということですが、事務局に質問内容の説明はしていただきますが、方針というのは審議会の中で出すものだと思います。事務局が作った方針に対して審議会ですべてを審議するというのはおかしくないですか。あくまで事務局が言えるのは、審議員からの質問に対して答えるだけであって、先ほどの資料の説明では事務局の方針案に沿って審議していただきたいと聞こえたのですが。事務局案で審議するのであれば、審議会の意味が全くわからなくなってしまうと思います。

1番目もそうなのですが、前は85%、144.9円/m<sup>3</sup>で質疑しており、150円/m<sup>3</sup>まであと少しですがどうするのかと聞いている委員もいます。この時に、このような説明をしないで、「審議会で大丈夫そうだから一気に150円/m<sup>3</sup>まで上げてしまおう」というように私はとりました。同じ審議会の中で、1回目の資料と2回目の資料の内容が違となると、審議会が前に進まないと思います。何故、85%で144.9円/m<sup>3</sup>から86.3%で150円/m<sup>3</sup>になるのか理解し難い。そもそも、事務局の方針と諮問者

		<p>の方針とは違うのですか。事務局の方針で審議会が動くということにはならないと思います。</p> <p>それから、官公署学校用料金体系の件ですが、普通廃止をする場合には、当初の目的が達成されたとか、法律が改正されたといった理由で廃止するのであれば理解できる。どうやって決めたのかわからない、法的根拠もわからない、廃止はするというと、理由もなく廃止をするのか。他の自治体がしていないから、実施している団体が少ないからという理由だと、当初の条例を策定した理由がわからない。先ほど昭和56年12月の議会の管理者答弁でというお話がありましたが、何かしらの理由があっただと思うのですが。</p> <p>それから、官公署学校用の範囲ですが、公共施設はわかりますが私立を何故入れる必要があるのか。しかし、今まで私立であってもこういった体系としてきたのですから、一気に廃止してしまうと、公共施設は税金で賄えばよいが、私立の場合は授業料に跳ね返ってきます。はいやめましたで済むということではないので、そこまでやってしまっただけなのか。今回は、ある程度事前に私立の幼稚園や学校等に周知をしていく必要があるのではないかと思います。</p> <p>私立の関係でもう1点。私立の場合は、県とか市から補助金が出ているのではないかと思います。その補助金というのも、経常的経費の1/2まで補助することができるという法律があるみたいなので、そこで1/2をもらって、また官公署学校という名のもとに使用料を安くすると、二重の優遇の措置を受けているのではないのでしょうか。そのあたりをどのようにお考えであるのか。</p> <p>以上です。</p>
議	長	事務局、答弁。
事	務	事務局
議	長	少しお時間をいただきたい。
議	長	暫時休憩。(5分間)
議	長	再開します。事務局、答弁。
事	務	事務局
		<p>それでは、資料の方針についてでございます。</p> <p>こちらについては、あくまで本日の審議会のたたき台として事務局で案を作成したもので、この後の審議会にて御審議いただきたいと思っております。</p> <p>それから、2点目の使用料単価の関係であります。前回の使用料単価144.9円/m<sup>3</sup>につきましては、前回も御説明いたしました。これは平成32年度単年度で回収した場合の使用料単価が144.9円/m<sup>3</sup>でございます。今回の資料の使用料単価1m<sup>3</sup>当たり150円/m<sup>3</sup>というのは、4年間(平成29年度から平成32年度)の合計9,041百万円の平均を算出したものが150円/m<sup>3</sup>というような数字になっておりますので、前回もこの150円/m<sup>3</sup>をめざしたいというお話をさせていただきましたが、今回につきましても、150円/m<sup>3</sup>を目指すための使用料収入の7,800百万円が4年間で必要となりますので、そちらの表を提示させていただいたところでございます。</p>

委員	<p>それから、私立の学校が官公署学校用に入っているということについてですが、当初入れた理由は、先ほども申し上げましたが過去の議会において、当時の管理者が答弁したとおりでございます。今回、官公署学校用を継続したまま単価を見直したときに、一般よりも上回ってしまうことも考えられる状況ですので、これを廃止させていただきたいという案を出させていただきました。なお、私立の負担が増えるということですが、変更した場合に負担が増えるのは当然ですので、そちらの説明におきましては、丁寧な説明を心がけて理解を得られるように進めたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>事務局、答弁。</p>
事務局	<p>少しお待ちいただきたい。</p>
委員	<p>では、その件についてはいいです。 質問を続けます。 3と4は関連がございますので、一括質疑とさせていただきます。 3 少量排水者のための料金体系の見直し 本体系を制定した、そもそもの理由は何ですか。条例制定時の状況。現制度の法的根拠は何ですか。今回見直しの理由は何ですか。検針に要する費用は、平成27年10月27日の審議会資料9ページの経費回収率図の、どこに計上されますか。 4 大口利用者の累進の見直し 本体系を制定した、そもそもの理由は何ですか。条例制定時の状況。現制度の法的根拠は何ですか。それから、資料10ページに「少量排水者が負担すべき費用を、大口排水者に負担を求めている」とありますが、前回資料9ページの(2)では、「基本料金を見直すことにより少量排水者の負担を少なくする検討も行います」とありますが、これらは矛盾しませんか。今回見直しの理由は何ですか。大口利用者からの苦情等があるのですか。</p>
議長	<p>事務局、答弁。</p>
事務局	<p>それでは、お答えいたします。 初めに、少量排水者のための料金体系の見直しについて制定した理由についてですが、お調べいたしました理由につきましては把握ができないところでございます。 2番目のこの制度の法的根拠は何かということですが、少量排水者の為の法的根拠というものはございません。ただし、下水道使用料の徴収につきましては、下水道法第20条において、「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」という定めがございますので、組合においても下水道条例で規定を定めまして、下水道使用料の徴収については、運用しているところでございます。</p>

議 委	<p>続きますして、今回の見直しの理由はという御質問についてですが、近年、節水機器の増加や節水意識の高まりなどが話題となる中、現在の1ヶ月10m<sup>3</sup>までの基本使用水量以内での使用においては、節水努力が下水道使用料に反映されないといった状況になっています。単身者世帯や高齢者世帯に配慮するとともに、少量排水者の節水努力が反映される使用料体系への見直し案を提示させていただいたところでございます。</p> <p>次に、検針に要する費用につきましては、昨年度の資料の何処に載っているのかという御質問でございますが、昨年度の資料の「平成26年度決算における財源構成（経費回収率図）」における、その中の「議会・総務費、維持管理費」金額でいうと1,347百万円のその中に、検針に要する費用が含まれております。</p> <p>次に、4番目大口利用者の累進の見直しの関係でございますが、制定した理由をお調べしたのですが、把握ができない状況でございます。また、こちらの法的根拠はということですが、こちらについても先ほどの少量排水者の関係の法的根拠と同様の内容でございます。</p> <p>続きますして、今回の資料に「少量排水者が負担すべき費用を、大口排水者に求めている」という記載がありますが、前回資料では「基本使用料を見直すことにより少量排水者の負担を少なくする検討を行う」という表現があつて、これらは矛盾しませんかという御質問についてでございます。まず、累進性とは、使用水量が多いほど下水道施設に係る整備費用や設備費用も高額となるため、起因者負担の原則から使用水量に応じて単価を高くするという制度であるとともに、水需要の抑制を図るといった環境的観点からも広く導入されているものであります。反面、大口排水者が減少した場合には影響が大きく、大口排水者への依存度が高くなってしまふといったデメリットもございませぬ。このため、累進性については、累進度をできるだけ低く設定することが望ましいとされておりますので、現行使用料体系を鑑み、累進度を緩和していく方向で考えております。御質問にあります「少量排水者が負担すべき費用を、大口排水者に求めている」というのは、大口排水者が少量排水者の分を負担していることではございませぬので、「少量排水者の負担を少なくする」ということと矛盾しないと考えております。</p> <p>次に、大口利用者からの苦情があるのかについてでございますが、特に苦情ということではございませぬが、以前、大口利用者から使用料の負担が大きいので軽減してほしい旨の御意見があつたとお聞きしております。なお、この御意見につきましては正式な要望等ではなく、担当の窓口対応によるものであり、内容等の記録はございませぬ。</p> <p>以上でございます。</p>
	<p>よろしいですか。</p> <p>最後になります。</p> <p>5 経営努力について。</p> <p>平成28年1月15日付けの「下水道事業の運営についての答申」では、最後に「今後においても、使用料による住民負担を極力軽減するため、より一層の徹底した経費節減に取り組むこと」</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>と付け加えられております。また、平成27年10月27日の審議会資料1ページには、「住民生活に不可欠なサービスを安定的に供給し続けるためには、他会計からの繰出し金に過度に依存せず、中長期的に、自立・安定した経営基盤を築く必要がある。」と記されており、今回の使用料の改定にあたっては、一般使用者に負担を求めるものであれば、組合としてもやることはやっておかなければならないと私は思います。そこで、幾つか質問をいたします。</p> <p>不明水については、計画地下水量率15%を超える部分は公費負担（平成28年1月15日会議録6ページ）となっており、「有収水率の向上に向けて『不明水対策検討部会』を設置し、年度末までに結論を出す」と平成27年10月27日の会議録11ページに記載されていますが、その検討結果はどのようになり、今後どのように展開されていきますか。</p> <p>2番目に水洗化率について。</p> <p>平成27年10月27日の審議会資料3ページには「当然未接続家屋が多いほど下水道使用料収入に影響を及ぼし、経営上の問題となっている。」とあります。</p> <p>【質問1】個別訪問等により普及活動をしている。とありますが、平成27年度はどのくらいの戸別訪問をされ、どのくらいの成果がありましたか。</p> <p>【質問2】下水道法第11条の3に、(水洗便所への改造義務等)についての条文がありますが、当下水道組合にも適用されますか。</p> <p>【質問3】適用される場合は、同条3項の改善命令をしたことがありますか。</p> <p>3番目に負担の公平化</p> <p>下水道に接続したら、その使用料を払うのは当たり前のことですが、払わない使用者もいます。</p> <p>【質問1】平成25年度決算審査意見書2ページでは、今後の行財政運営についても、「最小の経費で最大の効果」を基本に、なお一層の経費支出の効率化・合理化を図るとともに、財源の確保と使用者負担の公平性の観点から、使用料の収納率の向上に努めていただきたい。」と監査委員から意見書が出されております。この意見書に対し、どのように努められましたか。</p> <p>【質問2】年度別の使用料の不納欠損額を見ると、毎年度1千件前後の件数で2,000千円以上が計上されております。この不納欠損分は誰が負担するのですか。また、同一使用者が年度をまたがって未納となっていた方はありますか。</p> <p>【質問3】下水道使用料について、法的強制徴収の制度はありますか。</p> <p>以上です。</p>
	<p>事務局、答弁。</p> <p>お答えいたします。初めに、不明水対策検討部会での今後の予定についてという御質問についてですが、不明水対策検討部会につきましては、平成27年度末までに検討結果をまとめる予定でございました。しかしながら若干遅れている状況で、現在、最終</p>

のまとめに入っております。6月中には報告書として提出する予定であります。昨年の8月から数回にわたり検討をしております。具体的な内容としましては、まず、「不明水を減らすための対策」それから、今後「不明水を増やさないための対策」それぞれの様なことがあるのか、その中で、費用を掛けずに出来ることは何か、費用がかかるものは何か等の洗い出しや、対策が必要な地域の絞り込みと優先順位等の検討をしてきたところであります。

2点目の水洗化率について、お答えいたします。水洗化率についての質問1、平成27年度の戸別訪問における普及活動の成果についてでございます。平成27年4月1日に供用開始された区域として、231戸の戸別訪問を実施いたしました。そのうち平成27年度中に127戸の接続をしていただいたところでございます。この戸数の接続率につきましては約55.0%となっております。その他の戸別訪問としましては、私道の下水道布設に伴う土地使用者に対しまして何度も個別訪問を行い、御承諾いただけるようお願いをいたしました。その結果、平成27年度につきましては、2路線の土地使用者に御承諾をいただくことができ、私道工事を施工することができました。

質問2の下水道法第11条の3（水洗便所への改造義務等）の条文の適用についてでございますが、下水道法は下水道事業の基本法でありまして、当組合も適用されます。なお、下水道法第11条の3第1項は、処理区域における「くみ取り便所」が設けられている建築物を所有する者に対し、供用開始告示後3年以内に水洗便所にしなければならない義務を定めた規定となっております。

続きまして、質問3の下水道法第11条の3第3項の規定に基づく改善命令についてでございますが、当組合としましては改善命令を発した実績はございません。下水道法第11条の3第3項の規定において、供用開始告示後3年以内のくみ取り便所を水洗便所にする義務を履行しない者に対し、下水道管理者は改善命令を発することができるということになっております。しかしながら、ただし書きといたしまして、当該建築物が近く除去され、又は、移転される予定のものである場合や、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合など、相当の理由があると認められる場合は、改善命令を発することができないと規定されるところであります。改善命令は、相手方に重大な不利益を与える処分であることから、その必要性及び妥当性については慎重な判断が要求されます。特に、改造資金の調達が困難な事情に相当するかどうかにつきましては、十分相手方の言い分を聞いた上で客観的に判断する必要があります。このことから、近隣自治体におきましても、改善命令を発した実績はなく、個別訪問等によりまして、接続のお願いを行っている状況であります。

続きまして、質問3の1点目、監査委員からの意見に伴う収納率の向上に向けての取り組みについてでございます。使用料の徴収業務につきましては、第一環境㈱へ委託しております。滞納者への徴収につきましても委託業者で行っております。滞納者に対しましては、定期的な連絡や訪問徴収を行い、その対応記録等を管理しています。また、滞納者が近隣に転出した場合には、転出先へ直接出向いて徴収業務を行っております。さらには、水道料

	<p>金と同時徴収を行っておりますので、水道の給水停止などの際に下水道使用料の未納がある場合には、同時をお願いすることで滞納者数の減少へつながっております。御質問で「意見書による収納率の向上に向けた取り組み」であります。今後におきましても、滞納者への適切な納付相談や納付指導などについて、委託業者であります第一環境㈱との連携強化を図るとともに、今まで以上に収納率の管理を徹底し、収納率の向上に努めたいと考えております。</p> <p>質問2の1つ目「不納欠損分の負担先」についてでございます。不納欠損処理は、使用料は地方税法の規定により処分が可能となっておりますが、その分につきましては、構成市の負担金で負担しているというものになっております。次に、2つ目「年度をまたいで未納者はいるのか」ということでございますが、使用者が年度をまたいで未納となっている場合につきましては、未納の件数は滞納者ごとに様々でありまして、中には年度をまたがって未納となっている方もおります。不納欠損の主な理由といたしましては、無断退去等による所在不明が約9割を占めておりまして、その中にはまたがって未納となっている場合もあります。</p> <p>質問3の「強制徴収の制度」についてでございますが、使用料につきましては、地方自治法第231条の3第3項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分可能な債権となっておりますので、強制徴収ができる公債権となっております。これは、契約により発生する水道料金とは異なっているものとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>強制徴収の関係ですが、いままでやったことがないということですが、毎年同金額程度の2,000千円以上の不納欠損処分をしているわけですが、一方で、税にはあまり過度な負担をかけるなど、使っていないながら支払わないでその分は税金だよと言われても、なかなか一般的に支払っている側からすれば、きちんと徴収してくださいということになるのではないですか。そのあたりは、ある程度今後については方法をよく考えてやっていただきたいと思っております。それから、水洗化率のことですが、「当組合では、水洗化への啓発活動のため、水洗便所改造資金貸付制度を行っております」とありますが、平成27年10月27日の審議会資料で「適用期限は設けておりません」という回答があり、先ほど説明していただいたように、下水道法では、下水の処理を開始すべき日から3年を経過したものについては、改善命令を出すことができるという条文ですので、3年を経過した人から貸付の申し込みがあった場合は、組合はどのような対応をしているのですか。</p>
事務局	<p>お答えいたします。3年以内の接続義務を果たしていない方に貸付制度の貸付希望があった場合についてでございますが、以前の審議会においてもお答えしましたとおり、貸付は行っている状況であります。委員さんの御質問は、法で定めている期間を過ぎているのに、何故貸付できるのかということが主旨かと思っておりますが、当組合の貸付金制度の御説明からいたしますと、そもそも弁済能力がない方に対しましては当組合の審査により、貸付することができませんので未接続の理由として、資金の調達が困難であ</p>

<p>委員</p>	<p>る方は貸付金制度は利用できない状況であります。接続のお願いとしては、少し資金の余裕ができたなら貸付制度を利用し、接続をしていただくようお願いに行っている状況です。この制度につきましては、県内でも当組合のように独自で貸付しているところは少なく、多くの自治体は銀行からの融資を斡旋し、利子補給などを行っているという状況ですので、当組合の貸付金制度は普及率の向上には良い制度であると理解しています。</p> <p>いつでも借りられるという考えがあると、間に合っているうちは後回しでいいという捉え方も出来るかと思えます。例えでいうと、消費税が上がるというのと、皆さん事前にまとめて購入したりしますよね。貸付金制度も3年と区切って、3年以内に貸付金制度を利用すれば無利子とするとすれば、接続のために借りる人も出てくるのではないかと。そのあたりを是非、検討していただきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。他に、御意見、御質問はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>今回、料金改定ということで150円/㎡という提示がございましたけども、150円/㎡としたことで、構成市の坂戸市と鶴ヶ島市からどのくらいの負担金を見込んでいるのかお聞きしたい。私の計算では、資料5ページの表に目標充当率86.3%の9,041百万円から7,800百万円を引いた数字の1,241百万円が構成市の負担する負担金分となるのですか。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局、答弁。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えいたします。委員さんがおっしゃるように資料5ページにあります、下から3行目でございます使用料対象経費が9,041百万円かかる場所、今回の改定で使用料収入7,800百万円を見込んでいますので、その差額については構成市負担金でお願いするという形に考えてございます。</p>
<p>議長</p>	<p>他に、御意見、御質問はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>資料11ページについてですが、使用料改定の方針については審議を進める上での事務局のたたき台ということで、当審議会での審議の上で決めていただきたいということでしたので、了解したいと思います。方針1から方針6まであるのですが、私は方針1については若干結論を踏まえて委員さんに慎重にご審議いただきたいと思えます。内容はですね、官公署と学校関係2つ分けて考える方法もあると思えますが、官公署については、本来、使用料として受益者が教育委員会部局や市長部局となり予算措置をして使用料として納めなければなりません。それが使用料の大原則であります。それを、過去色々な経緯があつて今まできているということですが、構成市の繰入金の一部その中に含まれているという結果になるのではないかと考えます。従って、本来の受益者負担のあるべき姿からいけば、しかるべき利用された施設で教育委員会部局や市長部局で予算措置をし、使用料を納めることによ</p>

		<p>って、3,400万円という差額だけでできているわけですので、そのあたりは構成市からの繰出し金、いわゆる組合への繰入金がある分減ってくると思います。そういう意味からでも改正をしていただきたいというのが私の考えであります。それから、学校関係の問題ですけれども、先ほど色々な根拠のお話等もございましたが、いわゆる教育的配慮から公共性等を踏まえて決定したということだと思っておりますが、全国的に見てもほとんどない状況でありますので、議会若しくは市民の皆さんに対する説明は、教育的視点からの配慮としてきたものということで十分説明できると考えます。したがってこの、官公署学校用については、この機を逃さずぜひ改定していただきたいと思っております。ただし、少子化の中で、現在幼稚園や保育園、公立以外の私立関係は運営面が大変厳しいと察します。そういう中で、いわゆる激変緩和措置的なものを場合によっては追加審議し、段階的な追加措置的なものを追加していただきたい。委員皆さんの御意見等をいただき、場合によっては答申の中に、このような意見を付けるといった部分も御協議していただければありがたいというのが私の意見であります。</p>
議	長	<p>それでは、質問が集結いたしましたので、事務局の方針が1から6とあるわけですが、その方針ごとに委員皆さんの意見をお聞きしたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>最初に、方針1の「官公署学校用使用料体系の廃止」の検討。これについてはどうですか。</p>
委	員	<p>私は、激変緩和を考慮され改定で良いと思う。</p>
委	員	<p>先ほど、質疑を打ち切られてしまったのですが、私は事前に通告しておりませんので、今後もそのつもりはありません。官公署学校用については、極端に今まで安かったわけで、結局上水道は企業会計であり何の工面もしておりません。それと同時に、受益者の行政等からいけば、今まで安かった。激変緩和というけれども何をもって激変緩和なのかということなので、廃止なら廃止でよいと思っております。</p>
委	員	<p>私は、先ほど委員さんがおっしゃったように、この時期に改正するのであれば改正していただきたい。ただ、公立学校は税金で対応するから良いですが、私立の使用料が一気に上がると家庭的に困るのではないかと思うのですね。だからある程度段階的に、付帯理由でも付けていつかは同じようにするというような方向で進めてもらいたいと思っております。そして、こういうのは意見として答申の中に入れて欲しいと思っております。</p>
議	長	<p>答申1について、他に、御意見、御質問はございませんか。</p>
委	員	<p>これは、これでおしまいってことですか。このとおりにやるとかやらないとかは、まだ別にやるわけですか。</p>
議	長	<p>とりあえず、委員さんのご意見を伺うこととしたい。</p>

委員	<p>廃止にするとかしないとかについては、また別にやるわけですか。今方針1から順番に進めているようですが、「官公署学校用体系を廃止する」ということに決定したのですか。</p>
議長	<p>この資料に、「使用料改定の方針」が記載されておりますので、この方針1から方針6のとおり、審議を進めていきたい。</p>
委員	<p>それであれば、条例に基づいて多数決をとらなければまずいのではないですか。これでいきたいとするのであれば、このとおり賛成とか、付帯理由をつけるべきだとか、他にもあるよとか。そうしないと、皆さんの意見はわかりませんよ。</p>
委員	<p>議長。提案ですけれども、今事前質問に対する回答を2時間程要しています。これを悪いとかいうのではなくて、実質使用料改定の方針案に対する審議を進めなければならないわけです。そういう意味では、今回にするか次回にするか、官公署学校用使用料体系の廃止について十分に審議をして、ようやく次の方針2の下水道使用料算定期間に行くとかにしないと。これは大きな問題だと思います。重要な問題ですから、じっくり審議した方が良くはないかと思いますが、どうでしょうか。</p>
委員	<p>今までは、委員さんがおっしゃったように、委員の中で審議をするために必要な不足するものを聞いてきたわけですね。組合相手に交渉をしたり審議をしているわけではなく、審議は委員の中でするのですから。ですから、今言われたように、審議についてはこれからどうするかというような意見が出てくるのではないかと私は思います。</p>
議長	<p>わかりました。</p>
委員	<p>今の意見とかぶると思うのですが、方針1の官公署学校用使用料体系を廃止するかどうかについて、激変緩和措置が必要じゃないかという意見が出た際に、激変緩和措置が必要か必要じゃないかというデータがなく判断ができない状況であります。例えば、モデル的にこういう学校が改定前と改定後でこんなに差があるとか、標準的な幼稚園とか保育園で差があるとかのデータが出れば、激変緩和措置が必要なのか、どの部分が必要なのかあるいはいらぬかのたたき台ができる。それが無い段階で、ここで激変緩和措置を入れる、入れないかの議論は難しく、もう少しねらないと、条件付きでOKということになってしまうと思います。</p>
事務局	<p>只今、委員さんよりお話のありました資料につきましては、学校名を伏せた状態でお出しさせていただきたいと思っております。事務局では手元にあるのですが、現行使用料を一般に変えた場合、どのくらい各学校において使用料金が年間増えるのかという形の資料を作らせていただきます。ただし、例えば大学等は元々の使用水量が多いので、そういうところは当然増加額も多くなります。資料の提示にはなにか工夫をしないと、金額だけ見て高い安いとでしてしまうと思うのですが。また、幼稚園等については生徒さんが少なく使用水量も少ないので、いくつかモデルをお出しさせていただき</p>

		たいと思います。そのあたりの提示方法については、当組合の方でも工夫させていただきます。
委 員	員	改定前と改定後で良いのでよろしくお願いいたします。
委 員	員	平均月間使用料で良いのでは。そうしないと、1人あたりの使用料は出せないのでは。
事 務 局		いずれにしても、難しいので少し工夫させていただきます。
委 員	員	先ほどは、通告なしで発言させていただき大変失礼したのですが、私も判断をつける上で、今、委員さんがおっしゃったような資料の提出依頼に賛成でございます。ぜひ、それらがわかりやすいような資料提供をお願いしたいと思います。
議 長	長	それではですね、時間も2時間15分となりましたので、継続審議としたいと思いますよろしいですか。
委 員	員	(了承の声)
議 長	長	なお、審議の中で、資料の提出依頼がありました件につきましては、次回の審議会に提出を求めます。
		<審議事項(2)>
議 長	長	次に、審議事項(2)「その他について」を議題といたします。委員の皆さんから何かございますか。
委 員	員	以前にもお話をさせていただきましたが、事前に質問があったら提出させるというのは廃止すべきですよ。議会なんかは一般質問の通告制だから事前に答案を作って、委員会等で議論をしている。お互いに緊張感をもって、言いたいことはフリートークしていくということで。仮に傍聴者がいると、質問は事前に受けて、その答案を作成してそれを読み上げている状態の審議は、果たして本当の審議会と言えるのかということで疑問を感じるわけです。私はいつでも通告はしておりませんし、今後も通告するつもりはございません。そうすると、通告しないと受付しないのですか。
委 員	員	通告はしなくても、受付はすると思います。それで良いのではないですか。杓子定規ではないということですよ。
委 員	員	使用料関係の値上げということになりますと、どうしても、市民の目からは、大分、合理化の問題が出てくると思います。そういったことで、合理化の課題がどこらへんまで詰められていて、発表できるのかできないのか、そういったことを検討されているのかについて、資料の作成をお願いしたい。ぞうきんを絞るだけ絞った結果なのか、そのあたりのしっかり説明できるような資料があれば。職員数も減らすだけ減らして行ってきた結果等は我々も理解しておりますし、非常に現地調査等も行わせていただい

		て、劣悪な環境の中作業をしているという関係も見ている中で、これ以上合理化してくださいとは言いきしいのですが、市民の目から見ると、これと同じような資料作成をお願いしたいと考えております。	
議	長	他に、御意見、御質問はございませんか。	
委	員	(特になしの声)	
議	長	事務局から何かありますか。	
事	務	局	次回、第3回目の審議会の日程について確認したいと思いま す。
議	長	次回の日程調整は、事務局へ一任することよろしいでしょ うか。	
委	員	(異議なしの声)	
議	長	事務局で開催日の予定はありますか。	
事	務	局	7月12日火曜日午後2時開催でお願いできればと考えており ます。
議	長	次回開催日は、7月12日火曜日午後2時開催で調整してよろ しいでしょうか。	
委	員	(異議なしの声)	
議	長	次回開催日は、7月12日火曜日午後2時からといたします。 なお、正式な開催通知を後日、事務局より送付してもらいたい と思います。 それでは、以上をもちまして、本日の審議事項を終了させてい ただきます。委員の皆様には、長時間にわたり御協力をいただき まして、ありがとうございました。	
		<閉会>	
事	務	局	吉田会長ありがとうございました。 委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、誠にありがと うございました。 これをもちまして「平成28年度第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組 合下水道事業運営審議会」を終了させていただきます